

Peace Treaty Declaration (平和条約受諾宣言)

Speaker: Prime minister of Japan, Shigeru Yoshida (吉田茂)

Date: 9/7/1951

Place: San Francisco

ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課することもなく、日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会へ迎えるものであります。この平和条約は、「復讐の条約」ではなく、「和解と信頼の文書」であります。日本全権は、この公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたって、この会議の席上、若干の代表団は、この条約に対して批判と苦情を表明されましたが、多数国間に於ける平和解決にあつては、すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦情と憂慮を感じることを否定出来ないであります。

この条約は公正にして史上かつて見ざる寛大なものであります。従つて、日本の置かれている地位を十分承知しておりますが、敢えて数点につき、全権各位の注意を喚起せざるを得ないのは、わが国民に対する私の責務と存ずるからであります。

第一に、「領土の処分」の問題であります。

「奄美大島、琉球諸島、小笠原群島その他平和条約第3条によって国際連合の信託統治制度の下に置かることあるべき北緯29度以南の諸島の主権が日本に残される」というアメリカ合衆国全権及び英国全権の前言を、私は国民の名において多大の喜をもって諒承するのであります。私は、世界、特に、アジアの平和と安定が速やかに確立され、これらの諸島が1日も早く日本の行政の下に戻ることを期待するものであります。

「千島列島及び樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」とのソ連全権の主張に対しては抗議いたします。日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアも何ら異議を挿まなかつたのであります。ただ、得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時、日露両国人の混住の地でありました。1875年5月7日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として、北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります。が、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計つたのであります。その後、樺太南部は、1905年9月5日ルーズヴェルトアメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で、日本領となったのであります。千島列島及び樺太南部は、日本降伏直後の1945年9月20日、一方的に、ソ連領に収容されたのであります。また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も、終戦当時、

たまたま、日本兵營が存在したために、ソ連軍に占領されたままであります。

その二は、「経済」に関する問題であります。

日本はこの条約によって、全領土の45パーセントをその資源とともに喪失するのであります。8,400万に及ぶ日本の人口は残りの地域に閉じ込められ、しかも、その地域は、戦争のために荒廃し、主要都市は焼失しました。又、この平和条約は、莫大な在外資産を日本から取り去ります。条約第14条によれば、戦争のために何の損害も受けなかった国までが、日本人の個人財産を接収する権利を与えられます。斯くの如くにしてなお、他の連合国に負担を生ぜしめないで、特定の連合国に賠償を支払うことができるかどうか、甚だ、懸念を持つものであります。

しかし、日本は既に条約を受諾した以上は、誠意を以て、これが義務を履行せんとする決意であります。私は、日本の困難な条件の下に、なお、問題の円満な解決のために成さんとする努力に対して、関係諸国が理解と支持を与えられることを要請するものであります。

平和は繁栄を伴うものであります。しかし、繁栄なくしては、平和は有り得ないのであります。根底から破壊された日本経済は、合衆国の甚大なる援助を得て救われ、回復の途に進むことができました。日本は、進んで国際通商上の慣行を遵奉しつつ、世界経済の繁栄に寄与する覚悟であります。そのために、既に、国内法制を整備致しましたが、今後も、その完成に務め、且つ、各種関係国際条約に速やかに加入して、国際貿易の健全なる発展に参与する覚悟であります。

この平和条約は、国際経済の面において、このような日本国民の念願を実現し得べき途を開いてはおりません。しかし、この途は、連合国側で一方向的に閉ざし得ることにもなっています。これは、平和条約の本質上、やむを得ないことかも知れませんが、われわれ日本国民としては、すべての連合国が現実にこの途を最大限に開かれるよう希望して止まないものであります。

私の演説を用意してから、今朝、インドネシア外相から私に3つの質問をされたことを承知しました。質問は、他の代表も提起された疑問を解明しようとするものであります。答は「しかり」であります。ただし、それは「条約第14条及び第9条の公正な解釈だ」と思うからであります。この答がこの条約の下における日本の善意に対する他の国の疑問を解決するに足ることを希望します。

その三は、「未引揚者」の問題であります。

この平和条約の締結は、34万に達する未引揚日本人の運命について、日本国民の憂慮を新たにするものであります。私は、すべての連合国が国際連合を介し、または、他の方法によって、これらなお抑留されている日本人の速やかなる帰還を実現するために、あらゆる援助と協力を与えられるよう、人道のために、切望して止まないものであります。引揚に関する規定が特に起草の最終段階において平和条約に挿入された

ことは、日本国民の甚しく満足とするところであります。

上述のような憂慮すべき事由があるにも拘わらず、否、その故にこそ、日本は、いよいよもって、この平和条約を締結することを希望しているのであります。日本国民は、日本が平等な主権国家として上述のような懸念を除去し、諸国の不満疑惑等を解消するために、現在よりも大なる機会を持つことを期待するのであります。

私はこの会議に代表されている諸国が、なるべく多く、平和条約に署名されることを希望して止みません。日本はこれらの国々と相互に信頼と理解ある関係を樹立し、且つ、相共に、世界のデモクラシーと世界の自由を前進させる覚悟を持つものであります。

日本代表団は「インドとビルマが会議に連なっていない」ことを知り甚だ残念に思います。アジアに国を成すものとして日本は他のアジア諸国と緊密な友好と協力の関係を開きたいと熱望するものであります。それらの国々と日本は伝統、文化、思想ならびに理想を共にしているのであります。われわれ日本国民はまず善隣の良き一員となり、その繁栄と発展のために十分貢献し、もって、「日本が国際社会の良き一員となる」ことを覚悟するものであります。

中国については、我々も、中国の不統一のため、その代表がここに出席されることができなかったことを最も残念に思うものであります。中国との貿易の日本経済において占める地位は重要ではありますが、過去6年間の経験が示しているように、しばしば、事実よりも、その重要性を誇張されておることでもあります。近時、不幸にして、共産主義的の圧迫と専制を伴う陰險な勢力が極東において不安と混乱を広め、且つ、各所に、公然たる侵略に打って出つつあります。日本の間近かにも迫っております。しかし、われわれ日本国民は何らの武装を持っておりません。この集団的侵攻に対しては、日本国民としては、他の自由国家の集団的保護を求める外はないのであります。之、我々が合衆国との間に安全保障条約を締結せんとする理由であります。固より、わが国の独立は自力を以て保護する覚悟であります。敗余の日本としては、自力を以てわが独立を守り得る国力の回復するまで、あるいは、日本区域における国際の平和と安全とが、国際連合の措置、若しくは、その他の集団安全保障制度によって、確保される日が来るまで、米国軍の駐在を求めざるを得ないのであります。日本は、かつては、北方から迫る旧ロシア帝国主義のために、千島列島と北海道は直接その侵略の危険に晒されたのであります。今日、わが国はまたもや同じ方向から共産主義の脅威に晒されているのであります。平和条約が成立して占領が終了すると同時に、日本に力の真空状態が生じる場合に、安全保障の措置を講ずるは、民主日本の生存のために当然必要であるのみならず、アジアに平和と安定をもたらすための基礎条件であり、又、新しい戦争の危険を阻止して国際連合の理想を実現するために必要欠くべからざるものであります。日本国民は、ここに、平和愛好諸国と提携して、国際の平和と安定に貢献することを誓うものであります。

日本が前述の安全保障の措置を採りたりとて、之をもって、直に、日本の侵略の恐怖を惹き起こすべき言

われはありません。敗戦後、多年の蓄積を失い海外領土と資源を取り上げられる日本には、隣国に対して軍事的な脅威となる程の近代的な軍備をする力は全然ないのであります。この会議の開会式の席上、トルーマン大統領も日本が過去6箇年にわたる連合国の占領下に総司令官マッカーサー元帥及びリッジウェー大将の賢明にして好意に満ちた指導を得て遂行した精神的再生のための徹底的な政治的及び社会的の改革ならびに物質的復興について語られましたが、今日の日本は、もはや、昨日の日本ではないのであります。新しい国民として、平和デモクラシー、自由に貢献すべし、との各位の期待を決して揺るがせにしない覚悟であります。

私は、最後に、「過去を追懐し将来を展望したい」と思います。

日本は、1854年、アメリカ合衆国と和親条約を結び国際社会に導入されました。その後、1世紀を経て、その間2回にわたる世界戦争があつて、極東の様相は一変しました。6年前に桑港に誕生した国際連合憲章の下に、数多のアジアの新しき国家は相互依存して平和と繁栄を相ともに享受しようと努力しています。私は国民とともに対日平和条約の成立がこの努力の結実の一つであることを信じ、且つ、あらゆる困難が除去されて、日本もその輝しい国際連合の一員として、諸国によって迎えられる日の一日も早からんことを祈って止みません。何となれば、まさに憲章そのものの言葉の中に新日本の理想と決意の結晶が発見されるからであります。

世界のどこにも、将来の世代の人々を戦争の惨害から救うため全力を尽くそうという決意が日本以上に強いものはないのであります。我々は、諸国の全権が、先の太平洋戦争において人類が舐めた恐るべき苦痛と莫大なる物質的破壊を、回顧せられるのを聞きました。我々は、この人類の大災厄において古い日本が演じた役割を悲痛な気持を以って、回顧するものであります。私は、「古い日本」と申しましたが、それは「古い日本の残骸の中から新しい日本」が生れたからであります。わが国も先の大戦によって最も大きな破壊と破滅を受けたものの一つであります。この苦難によって、すべての野望、あらゆる征服の欲から洗い清められて、わが国民は極東ならびに全世界における隣邦諸国と平和のうちに住み、その社会組織を造り直して、すべての者のために、より良い生活を作らんとする希望に燃えております。日本はその歴史に新しい頁を開きました。

我々は、「国際社会における新時代を待望し、国際連合憲章の前文に謳つてあるような平和と協調の時代を待望する」ものであります。

我々は、「平和、正義、進歩、自由に挺身する国々の間に伍して、これらの目的のために全力を捧げることがを誓う」ものであります。

我々は、「今後日本のみならず、全人類が協調と進歩の恵沢を享受せんことを祈る」ものであります。